

消防団員報酬に係る源泉徴収税額の計算誤りに伴う 源泉徴収手続きの誤りがありました

中津川市消防本部で、消防団員に支給した年額報酬について、源泉徴収税額の計算誤りによる市・県民税の徴収誤りがありました。

■概要

- ・令和7年9月16日、岐阜市で発生した消防団員報酬に係る源泉徴収票の誤記載に伴い、税金の還付を求めることができる5年間（令和2年まで）の源泉徴収手続きの調査を実施
- ・10月16日、調査の結果、団長および副団長に支払った令和4年から7年の源泉徴収手続きに誤りがあることが判明

■徴収誤りの内容

- ・令和3年度～7年度の副団長以上・・・延べ146人
源泉所得税及び市・県民税の過徴収・・・計315,548円
- ・令和4年度に退職した副団長以上・・・8人
市・県民税の徴収不足・・・・・・・・・・計2,300円

■発生の原因

- ・令和4年4月1日以降に支給を受ける消防団員年額報酬について、5万円までの部分は費用弁償として非課税とする消防庁の通知（令和4年3月23日付け）の内容確認が不十分であった。

■今後の対応

- ・還付対象者へ謝罪文を発送するとともに、市が一括して源泉所得税および住民税の還付および納付の手続きを進める。

■再発防止策

- ・消防団員報酬支出の事務処理マニュアルを作成し、複数職員での確認を徹底
- ・国や県からの通知、通達文書の確認を周知・徹底

お問い合わせ先

中津川市消防本部 警防課 担当者：松原
電話：0573-66-1111（内線556）